

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）関係省庁連絡会議 設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日
関係省庁申合せ
（平成 20 年 3 月 21 日一部改定）
（平成 23 年 6 月 6 日一部改定）
（平成 24 年 2 月 16 日一部改定）

（設置）

- 1 第 1 回国際化学物質管理会議（平成 18 年 2 月、ドバイ）で採択された国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）に沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図ることを目的として、国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（構成員）

- 2（1）連絡会議の構成員は、別表のとおり関係省庁の職員をもって構成する。ただし、議長は必要があると認められるときは、別表 1 の省庁以外の省庁の職員を構成員として追加することができる。なお、構成員の所属する行政機関内の他の部局の職員は、必要に応じ連絡会議に出席することができる。
- （2）議長は、他の構成員に諮った上で、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員又はその他の関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（議長及び庶務）

- 3 連絡会議の議長は、連絡会議の構成員の互選による。

（事務局）

- 4 議長の所属する行政機関を、連絡会議の事務局とする。事務局は、関係省庁の協力を得て、連絡会議会合の準備、文書の作成その他連絡会議に係る事務を執り行う。

（資料等の公表）

- 5 連絡会議は、非公開とする。連絡会議の資料については、特に非公表とされたものを除き、会合後に公表する。連絡会議の議事要旨についても、これを公表する。

（その他）

- 6 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議の承認を得た上で、連絡会議の議長が定める。

別表

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官（グリーンイノベーション担当）

外務省国際協力局地球環境課長

財務省大臣官房総合政策課政策推進室長

文部科学省研究開発局環境エネルギー課長

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

農林水産省大臣官房環境政策課長

経済産業省製造産業局化学物質管理課長

国土交通省総合政策局環境政策課長

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課長